

**輸血部ニュース**

広島大学病院 輸血部 発行:高田 昇

編集:藤井輝久

No.47 2003年4月22日 TEL: 082-257-5580,5582 内線:6227

PHS: 2029, 2389

**輸血製剤の注文・搬出は日勤帯が原則！**

輸血部では、「血液センターへの製剤の発注」「輸血製剤の入庫・出庫業務」「交差適合試験」を本年1月から24時間体制で行っています。しかし、医師自らが輸血関連検査を行うことなく、いつでも輸血製剤が入手可能になったため、安易に時間外に輸血製剤を注文する弊害が起きています。

輸血過誤を予防する観点からも、輸血部職員が手薄な時間外の輸血オーダーは、緊

急輸血に限るようお願いします。

輸血の日当直は検査部と合同のため、時間外に輸血業務・検査に関するお問い合わせをされても、日当直者が回答できない場合があります。お問い合わせも、できるだけ時間内にして頂くようお願いします。

**本院の輸血の運用をご理解下さい**

新年度が始まりました。他病院に勤務されてまだ本院に慣れていらっしゃる医師や、研修医が仕事に従事する時期です。この時期に、輸血に関する事故が起こりがちです。

一方、輸血に関して、厚生労働省から多くの「指針」や「マニュアル」が示されており、私たち医療従事者は、それらを遵守しなければなりません。また「指針」や「マニュアル」と違った運用を行う場合は、「輸血療法委員会」などの会議で決定し、病院全体の方針として施行されることとなります。そのため「指針」や「マニュアル」を踏襲しつつも、各々の病院独自の事情を加味した輸血の運用が行われているのです。

本院も例に漏れず、本院独自の輸血の運

用があります。一部ですが、Q&A方式でご紹介します。

**輸血の同意****1. なぜ同意書が必要なのか？**

健康保険法で、平成9年度より「輸血にあたって、あらかじめ文書にて輸血の同意を得なければならない」とされました。医科点数の解釈によると、「輸血料は、患者に対して文書で同意を得た場合に算定する」となっています。ですから必ず「輸血同意書」で同意を得て下さい。

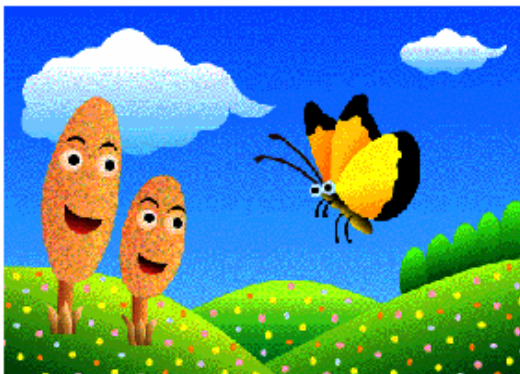
**2. 手術の同意書の中に「輸血」に関する項目があり、この文書で同意が得られれば「輸血同意書」は不要では？**

本院の「輸血同意書」は平成9年の医長会議（現業務連絡会議）で、本院の公式文

書として承認されたものです。ですから輸血に関しては「輸血同意書」で同意を得て下さい。

3. 患者本人から同意を取得できない場合には？

患者本人が意識のない場合や未成年者では、家族から同意を取得して下さい。また緊急の場合には、輸血後に事後承諾されても構いません。緊急で同意が得られない場合には、「輸血同意書(同種血)」の下の欄に記載して下さい(別紙参考)。



4. 輸血同意書は4枚綴りになっているが？

1枚目から、「患者様用」「輸血部保管用」「医事課用」「カルテ保管用」となっています。同意を得た場合には、「輸血部保管用」を輸血部に提出して下さい。6月稼働予定の輸血オーダリングでは「輸血同意の有無」の項目が設定されます。しかし「文書で同意を得なければならない」とされている以上、「輸血同意の有無」の項目をチェックすれば同意書不要、というわけにはいきません。これからも輸血同意書は必要になるでしょう。

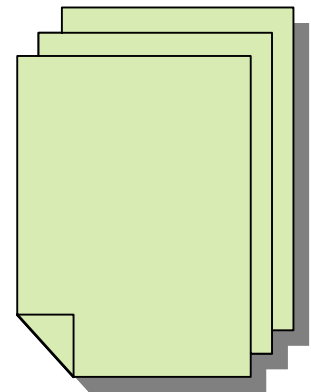
5. 輸血同意書の有効期限は？

輸血同意書(同種血)にも記載されているとおり、血液内科、小児科などの血液・悪性腫瘍の疾患の場合には1年間です。外

科系の場合は原則的に手術毎としていますが、同一疾患における再手術の場合は、あらたに同意書を取得する必要はありません。

6. 他院で取得された輸血同意書は有効か？

輸血同意の取得には、医事会計の問題も含んでいます。本院において輸血料を算定するためには、本院での輸血の同意が必要となります。ですから、他院で輸血の同意を得た患者さんの場合でも、本院で輸血同意書を取り直して頂くこととなります。



輸血製剤の取り扱い

1. 輸血製剤の保管方法は？

輸血製剤は厳密に保管しなければ、劣化を起こして有効性が低下したり、副作用の頻度が高くなる可能性があります。輸血部から搬出したらすぐに使用するようして下さい。搬出後すぐ使用できない状況の場合には、輸血専用保冷庫に保管して下さい。なお各製剤の至適温度は以下の通りです。お間違えのないようお願いします。

赤血球製剤：4～6 冷蔵保存

FFP：-20 以下 冷凍保存

血小板製剤：20～24 要振盪\*

(\* 振盪器のない病棟では、一時保管も不可)

2. 搬出時の注意事項は？

輸血部から輸血製剤を搬出する場合には、輸血部にいる職員と搬出する職員とで、照合確認を行います。確認項目は、日付、科名、病棟名、患者名、血液型、製剤種、製剤番号、放射線照射の有無、白血球除去フィルター搬出の有無、です。必ず声に出して確認しましょう。確認が済みましたら、搬出台帳にサインをお願いします。

搬出する人の職種は、特に限定はしていません。但し、本院にまだ正式に採用されていない新年度の研修医については、指導医が搬出の責任を負うことを条件に、搬出を容認しています。

### 3. 搬出後製剤を使用しなかった場合には？

輸血製剤は何の安定化処理も施されていないこと、搬出後の保存状態が保証できないこと、などより、厚生省の「血液製剤管理マニュアル」では、搬出後未使用製剤は原則廃棄とする、としています。但し、手術室等で厳重に管理されているものは例外的に転用をしてもよい、その際には記録が必要、とも記されています。

一方、献血者の減少、高齢化による使用量の増加より、輸血製剤は慢性的に不足しています。また搬出後未使用製剤を全て廃棄とした場合、その廃棄血を金額に換算すると年間1000万円以上にもなります。

これらの状況を踏まえて本院では、搬出後の未使用製剤は、他の患者さんへ転用し

ています。本院における「輸血製剤の転用」は、以下の通りで行って下さい。

- ・ 輸血部から搬出後未使用となった製剤は、速やかに輸血部に返却する
- ・ 速やかに返却できない場合には、輸血部に連絡の上、各病棟・部門の輸血専用保冷庫に厳重に保管する(輸血部技官が、搬出日翌朝または休日の翌朝に回収します)
- ・ 輸血をオーダーした医師は、搬出後未使用製剤が発生した場合には、所定の「廃棄・転用依頼書」を記載し、輸血部へ提出する

これらは、3月の「輸血療法委員会」及び4月の「病院運営会議」での決定事項です。遵守して頂くようお願いいたします。

血小板製剤は、病棟では温度管理の問題上、長時間保管できません。不要になった場合には、速やかに返却して下さい。

搬出後未使用の製剤は、他の患者さんに使用されることを充分ご理解の上、厳重に取り扱って頂くようお願いいたします。

### 4. 輸血をオーダーしたが、搬出前に不要になったら？

速やかに輸血部にお電話下さい(内線5580またはPHS 2029)。

輸血用製剤はオーダーされた時点で、当該患者さん用に確保し、他の患者さんへ出庫しないようにしています。ですから、連絡がないとずっと確保し続けることとなります。不要になったら必ずご連絡下さい。使用期限の短い血小板製剤は特にご注意下さい。

